

那須塩原市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1条 多数の市民が参加し開催される行事等を主催するものに対して自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことにより、心肺停止状態に陥った者の救命活動に備え、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

（貸出対象行事）

第2条 AEDの貸出対象とする行事等は、次のとおりとする。

- (1) 市民を主たる参加者として開催される行事等
- (2) その他市長が必要と認める行事等

（貸出条件）

第3条 AEDの貸出しにおける条件は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の医療従事者又は消防機関等が実施するAEDの使用に係る救命講習を修了した者が、対象行事等の開催される期間中会場に配置されていること。
- (2) 営利目的でない行事等であること。
- (3) 対象行事等の参加者は、概ね10人以上であること。

（貸出期間）

第4条 AEDの貸出期間は、対象行事等の開催される期間及びその前後の期間とし、最長7日間とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

（申請手続）

第5条 対象行事等の主催者でAEDの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那須塩原市自動体外式除細動器（AED）借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 提出にあたっては、第3条第1号に定める者のAEDに係る講習の修了証若しくはそれに代わるもの（AED貸出日において取得後5年以内のもの）の写しを添付しなければならない。ただし、身分が明らかである場合はこの限りでない。

（貸出決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その貸出しの可否を決定し、那須塩原市自動体外式除細動器（AED）貸出可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、貸出しを可としたときは、当該申請者に貸出しにあたっての必要な条件を付することができる。

(経費負担)

第7条 AEDの貸出しは、無料とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理等に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(貸出中の維持・管理)

第8条 市長は、使用者にAEDを常に良好な状態で保管させ、機器の特殊性に配慮した管理に努めさせるほか、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

(1) AEDを、使用説明書によって適切に使用すること。

(2) AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと。

(3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

(貸出中止)

第9条 市長は、AEDの使用者がこの要領の規定に違反したときは、貸出期間にかかわらず、AEDの貸出しを中止し、返却させることができる。

(返却)

第10条 使用者は、貸出期間終了後、速やかにAEDを返却しなければならない。

2 使用者は、那須塩原市自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、当該AEDを亡失し、又は破損した場合は、市長の指示するところに従い使用者の負担においてその損害を賠償し、又は修理しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

附 則

この要領は、平成25年7月10日から施行する。